

# 下水道処理施設維持管理業者登録について

## 1. 登録制度の根拠

下水道処理施設維持管理業者登録規程

(S 6 2. 7. 9 建設省告示第 1 3 4 8 号、最終改正 H 1 7. 2. 2 8)

※以下、単に「規程」という。

## 2. 登録制度の目的（規程第 1 条関係）

下水道処理施設維持管理業の健全な発展を図り、もって下水道の適正な維持管理の確保に資することを目的とする。

## 3. 登録（規程第 2 条関係）

下水道処理施設の維持管理に関する業務（＝管理業務）を請け負い、又は受託する営業（＝「下水道処理施設維持管理業」）を営む者は、国土交通省に備える登録簿に登録を受けることができる。

その有効期間は、5 年とし、以後、登録の更新を受けることができる。

## 4. 登録の要件（規程第 3 条関係）

登録を受けようとする者は、次の要件に該当する者でなければならない。

① 営業所ごとに一定の資格を有する専任の下水道処理施設維持管理技士

（1 名以上）をおくこと。（※詳細は、「別紙」を参照。）

② 財産的基礎又は金銭的信用を有している者

（1） 法人である場合においては、資本期の額が 5, 0 0 0 千円以上であり、かつ自己資本の額が 1 0, 0 0 0 千円以上である者

（2） 個人である場合においては、自己資本の額が 1, 0 0 0 万円以上である者

# 別紙

## ●下水道処理施設維持管理技士の資格要件等

### I. 資格要件について

イ	大学卒業	管理業務経験 7年	「第三種技術検定」合格 又は 「認定試験（処理施設）」合格 ※試験の合格、学歴を証明する書類が必要（合格・卒業証明 等）
ロ	短大・高専卒業	管理業務経験 9年	
ハ	高等学校卒業	管理業務経験 11年	
ニ	指定学歴なし	管理業務経験 14年	

※実務経験は検定又は試験合格前後を問わない

ホ	地方公共団体退職者 で下水道法第22条 第2項資格者	下水道法施行令第15条 の3の資格（※）	都道府県知事、市町村長の発行する証明書類が必要
	技士法による第2次試験合格者		旧認定講習修了番号、修了証等証明する書類が必要

（※）下水道法施行例第15条の3の資格

施行令 第15条の3	卒業・終了した学校等	卒業・終了した学科等	履修した科目等	年数
第1号	新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学	2
	旧制大学	土木工学科又はこれらに相当する課程	—	
第2号	新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学以外	3
第3号	短期大学、高等専門学校、旧制専門学校	土木科又はこれらに相当する課程	—	5
第4号	新制高等学校、新制中等教育学校、旧制中等学校	土木課又はこれらに相当する課程	—	7
第5号	下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験年数			10
第6号	新制大学の大学院	5年以上在学（卒業）	下水道工学	0.5
	新制大学の大学院又は専攻科	1年以上在学	下水道工学	1
	旧制大学の大学院又は専攻科	1年以上在学	下水道工学	4
	短期大学の専攻科	日本の学校による学歴、経験年数に準ずる。	—	—
	外国の学校	指定講習	下水道維持管理資格者講習会	5
第7号	第三種技術検定合格	—	—	2
第8号	技術士法による本試験	科目として下水道を選択し水道部門に合格	—	0
		科目として水質管理又は廃棄物処理を選択し衛生工学部門に合格	—	

## Ⅱ. 勤務要件について

下水道処理施設維持管理技士は、管理業務の技術上の管理を司る「専任の者」である必要があります。

「専任の者」とは休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務し、かつ管理業務の技術上の管理に専念する者です。

## Ⅲ. 管理業務の実務経験について

管理業務の実務経験として認められるものを具体的に例示すると次のとおり。

### ①処理場全体

- (1) 処理場施設運転管理業務の計画作成及び実施
- (2) 水質管理並びに改善データの整理及び解析
- (3) 電気設備又は機械設備の保守点検（法定定期点検等を除く。）
- (4) 処理場施設の試運転及び運転指導

### ②水処理施設

- (1) 水処理施設運転管理業務の計画作成及び実施
- (2) 水処理施設の運転操作、保守点検、運転状況の記録等
- (3) 最初沈殿地、最終沈殿地及び消毒設備の運転操作
- (4) エアレーションタンクの運転操作及び水質管理
- (5) 水処理に係る電気設備又は機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く）
- (6) 水質試験並びにデータの整理及び解析（処理水の放流先公共用水域の水質試験を除く）

### ③汚水処理施設

- (1) 汚泥処理施設運転管理業務の計画作成及び実施
- (2) 汚泥処理施設の運転操作、保守点検、運転状況の記録等

- (3) 汚泥濃縮タンク、汚泥消化タンク及び汚泥洗浄タンクの運転操作
- (4) 汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の運転操作
- (5) 汚泥処理に係る電気設備又は機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く。）
- (6) 汚泥試験並びにデータの整理及び解析
- (7) 汚泥処理施設の各機器の試運転及び運転指導

#### ④ポンプ施設

- (1) ポンプ施設運転管理業務の計画作成及び実施
- (2) 沈砂池及びポンプの運転操作、保守点検、運転状況の記録等
- (3) 揚水に係る電気設備及び機械設備の保守点検（法定の定期点検等を除く。）
- (4) ポンプ施設の各機器の試運転及び運転指導

#### ⑤高度処理施設

②、③に準ずるもの

実務経験には、下水道終末処理場の維持管理に係るもののほか、次のすべての要件を満たす集合処理施設である合併浄化槽及び地域屎尿処理施設の維持管理に関するものが含まれます。

なお、施設が要件を満たしているかの確認は当局にて行います。

- 1 処理対象人員又は計画処理人口が 5001 人以上であるものであること。
- 2 処理方式が活性汚泥法又はこれに類する処理法であること。
- 3 合併浄化槽については、屎尿浄化槽の構造（昭和 55 年建設省告示第 1292 号又は昭和 44 年建設省告示第 1726 号）第 6 に定める構造のものであること。
- 4 地域し尿処理施設については、生物化学的酸素要求量（BOD）に係る放流水の水質が日間平均値 20 mg/ L 以下の構造のものであること。

ただし、実験プラント及び下水道へ流入させるための処理施設（前処理施設）にかかるものは含まれない。

その他、実務経験として認められないものとして、単なる処理場内の清掃、汚泥等の運搬、各設備、機器の定期点検がある。

なお、試運転及び運転指導の実務経験とみなされる期間は、通常、3ヶ月程度が限度で行われているので、単体の設備、機器に係るものでなく、処理システム全体（水処理施設又は汚泥処理施設全体）の場合のみこの範囲を限度として実際に従事した期間とする。